

令和5年長審第11号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年6月15日17時55分少し過ぎ

福岡県大牟田港

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 2.62トン

登 録 長 8.10メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 29キロワット

3 事実の経過

Aは、昭和55年8月に進水し、操舵区画を船体やや後方に配したFRP製小型兼用船で、魚群探知機能を併せ持ったGPSプロッター3台を搭載し、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和4年6月15日06時30分大牟田港内大牟田川河口左岸付近の船だまりを発し、福岡県三池港に寄って釣り餌を購入したのち、同港南方沖合の釣り場に向かった。

ところで、AのGPSプロッターは、センサーが右舷船尾部外板の海面下約0.3メートルのところに取り付けられており、同センサーから海底までの距離を水深として表示するものであった。

また、前示船だまりは、大牟田新港と呼称され、最大潮差が約5.5メートルとなる大牟田港内の2メートル等深線に囲まれた掘り込み式港で、南西方に開口し、同開口北側には南西方に向かって約40メートル延びる防波堤が築造され、同防波堤先端から南西方約470メートル沖合までの海域に、のり養殖に使用される支柱（以下「コンポーズ」という。）約13本がほぼ直線となるように設置され、コンポーズに沿って5メートルないし10メートルの幅で海底が掘り下げられたことがあったことから、a受審人が、出入航する際、同コンポーズ付近を水路（以下「水路」という。）として利用していた。

そして、a受審人は、水路が、掘り下げられた後の土砂の堆積により一様水深となっておらず、大牟田港の低潮時の前後2時間半以内では浅所が生じることを承知しており、発航に先立ち、同日が大潮に当たること及び午後の低潮時刻が15時42分であることを確認し、親族の仕事を手伝うと約束をした19時に間に合わせるため、13時頃に帰港する計画を立てていた。

a 受審人は、07時05分前示釣り場に至って釣りを開始し、その後三池港南西方沖合の釣り場に移動して釣りを続け、12時30分帰途に就く予定時刻となったとき、釣果が芳しくない同乗者から頼まれて釣りを続行することとし、17時00分同人が釣果に満足したので釣りを終え、17時30分同釣り場を発進して帰途に就いた。

a 受審人は、17時51分半少し前大牟田港灯台から234度（真方位、以下同じ。）1,560メートルの地点で、針路を066度に定め、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

定針したとき、a 受審人は、水路付近に干潟が残っているのを認め、通航に十分な潮位に達しておらず、入航を続けると水路の浅所に乗り揚げるおそれがあることに気付いたが、これまでも通航に十分な潮位となる前に水路に入り、水路の途中で待機したことがあったので、前回待機していた場所までは無難に航行できるものと思い、入航を中止して安全な海域で待機するなど、通航に十分な潮位となる時を待たなかった。

こうして、a 受審人は、17時53分少し過ぎ大牟田港灯台から226度980メートルの地点に至り、機関を中立運転として減速を開始し、水路の浅所に向首続航し、待機の目的で停止したところのある場所付近に達して機関を後進にかけ、17時55分少し過ぎ大牟田港灯台から206度520メートルの地点において、Aは、原針路のまま、0.3ノットの速力となったとき、水路の浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の南西風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船底外板に破口及びプロペラ軸に曲損等を生じ、のち廃船処理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、大牟田港において、上げ潮の初期、大牟田新港に向けて入航する際、通航に十分な潮位となる時を待つことなく、水路の浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、大牟田港において、上げ潮の初期、大牟田新港に向けて入航中、水路付近に干潟が残っているのを認めた場合、通航に十分な潮位に達しておらず、入航を続けると水路の浅所に乗り揚げのおそれがあったから、同浅所に乗り揚げることのないよう、入航を中止して安全な海域で待機するなど、通航に十分な潮位となる時を待つべき注意義務があった。しかるに、同人は、これまでも通航に十分な潮位となる前に水路に入り、水路の途中で待機したことがあったので、前回待機していた場所までは無難に航行できるものと思い、通航に十分な潮位となる時を待たなかった職務上の過失により、水路の浅所に向首進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせ、廃船させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 1 月 3 1 日

長崎地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎